

**第10回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項**

**新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表**

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社スタメン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権		第5回新株予約権	
発行決議日		2018年8月6日		2019年4月22日	
新株予約権の数		5個		1個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	5,000株 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき	1,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	200,000円 200円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	200,000円 200円)
権利行使期間		2020年8月6日から 2028年8月5日まで		2021年3月25日から 2029年3月24日まで	
行使の条件		(注) 3		(注) 4	
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員を除く) (注) 1	新株予約権の数	5個	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	5,000株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員) (注) 2	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名

		第6回新株予約権		第7回新株予約権	
発行決議日		2019年8月13日		2020年7月13日	
新株予約権の数		2個		2個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	2,000株 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき	2,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	200,000円 200円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	200,000円 200円)
権利行使期間		2021年3月25日から 2029年3月24日まで		2022年7月14日から 2030年7月13日まで	
行使の条件		(注) 5		(注) 6	
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員を除く) (注) 1	新株予約権の数	2個	新株予約権の数	2個
		目的となる株式数	2,000株	目的となる株式数	2,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員) (注) 2	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2021年9月13日	2022年12月1日
新株予約権の数		100個	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,700円 (1株当たり 1,007円)	新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)
権利行使期間		2024年9月14日から 2031年9月13日まで	2025年12月1日から 2032年11月13日まで
行使の条件		(注) 7	(注) 8
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第10回新株予約権
発行決議日		2024年4月30日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 70,200円 (1株当たり 702円)
権利行使期間		2027年4月30日から 2034年4月11日まで
行使の条件		(注) 9
役員の 保有状況 (社外取締役 を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）保有分については、就任前に付与されたものを含みます。
2. 取締役（監査等委員）保有分については、使用人として在籍中に付与されたものです。
3. 第3回新株予約権の行使の条件
- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
4. 第5回新株予約権の行使の条件
- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 第6回新株予約権の行使の条件
- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

6. 第7回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

7. 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

8. 第9回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

9. 第10回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
 - (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
10. 2020年9月30日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
- 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における執行状況の定期報告や重要な決定事項に関する事前確認が適切になされるよう、管理を行う。
- 2) 当社は子会社に対して「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底を図り、当社グループ全体のリスク管理活動及びコンプライアンス活動に関する体制整備を行う。
- 3) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

f 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- 4) 当社の監査等委員会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

g 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 必要に応じて、監査等委員の職務を補助すべき監査等委員スタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
- 2) 監査等委員スタッフの任命、解任、人事異動については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

h 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- 2) 当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

i その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- 3) 当社の監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

j 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

l 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

a 内部統制全般

内部監査部門及びコーポレート部門は、内部統制システムの基本方針の策定及び整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、抽出された課題について、取締役会及び監査等委員会に報告し、代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。

b コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回、第10期においては4回開催し、「コンプライアンス規程」の運用状況に関して、コーポレート部門より報告を行い、研修計画等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、研修により、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上、内部通報制度の周知を図っています。

c リスク管理体制の強化

リスク管理委員会を四半期に1回、第10期においては4回開催し、リスク分類に応じたリスクの分析や課題等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、情報セキュリティについては、全役職員向けの研修を行い、セキュリティに関する知識や意識の向上を図っています。

d 監査等委員の監査体制

監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役、執行役員等に対し随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。また、監査等委員は四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査室との連携を図っています。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,900	1,008,359	215,343	△98	1,302,504
当期変動額					
新株の発行	3,851	3,851			7,703
剰余金の配当			△34,979		△34,979
親会社株主に帰属する 当期純利益			208,147		208,147
自己株式の取得				△22	△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	3,851	3,851	173,168	△22	180,849
当期末残高	82,751	1,012,211	388,511	△120	1,483,353

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	43,080	1,345,584
当期変動額		
新株の発行		7,703
剰余金の配当		△34,979
親会社株主に帰属する 当期純利益		208,147
自己株式の取得		△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,480	10,480
当期変動額合計	10,480	191,330
当期末残高	53,560	1,536,914

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社STAGE、株式会社スタジアム

非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社Hypernova
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 株式会社Hypernova
(持分法を適用していない理由)
非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

構築物 10年

工具器具備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

ロ. 初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 役員に対する長期貸付金の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

役員に対する長期貸付金	550,000千円
貸倒引当金	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

役員に対する長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。

本貸付金の担保として当該役員が保有する当社株式に対し質権設定を行っており、当該株式の処分見込額を評価し回収可能性を判定しております。

なお、翌連結会計年度において、当社株式の市場価格の変動により貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

111,801千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	810,000千円
借入実行残高	—
差引額	810,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 8,781,500株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 136株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 162,000株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	34,979千円	4円	2024年12月31日	2025年3月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年3月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	52,688千円	6円	2025年12月31日	2026年3月9日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資産運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

役員に対する長期貸付金については、担保の処分見込額の変動リスク、及び貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業債権については、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

役員に対する長期貸付金については、取締役会の承認を得て実行しております。信用リスクの管理においては、当該貸付金に係る担保として当社株式への質権設定を行うとともに、定期的に担保の処分見込額のモニタリングを行っております。また、個人の債務負担能力についても継続的に確認を行う体制としております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財政状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

b. 流動性リスク

適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

c. 市場リスク

変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「契約負債」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
役員に対する長期貸付金	550,000千円	488,283千円	△61,716千円
負債			
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	90,012千円	89,979千円	△32千円

(注) 投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は31,248千円であり、ます。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
役員に対する長期貸付金	—	488,283千円	—	488,283千円
負債				
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	89,979千円	—	89,979千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①役員に対する長期貸付金

役員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

②長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 168円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円74銭 |

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額
ストック収益	3,180,065千円
フロー収益	637,750千円
顧客との契約から生じる収益	3,817,816千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,817,816千円

(注) 1. スtock収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」のシステム利用料(月額課金)、「FANTS」の直営コミュニティ収益等となっております。

2. フロー収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」の初期費用、プロモーションサイト製作費、イベント収益等となっております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	74,368千円	305,515千円
契約負債	334,699千円	296,669千円

(注) 1. 契約負債は、初期導入料金及び月額利用料金を支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	78,900	579,300	429,059	1,008,359	257,938	257,938	△98	1,345,099
当期変動額								
新株の発行	3,851	3,851		3,851				7,703
剰余金の配当					△34,979	△34,979		△34,979
当期純利益					215,042	215,042		215,042
自己株式の取得							△22	△22
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								—
当期変動額合計	3,851	3,851	—	3,851	180,063	180,063	△22	187,744
当期末残高	82,751	583,151	429,059	1,012,211	438,001	438,001	△120	1,532,844

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	43,080	1,388,179
当期変動額		
新株の発行		7,703
剰余金の配当		△34,979
当期純利益		215,042
自己株式の取得		△22
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	10,480	10,480
当期変動額合計	10,480	198,225
当期末残高	53,560	1,586,405

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～10年

構築物 10年

工具器具備品 2年～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

②初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	71,852千円
関係会社株式評価損	7,021千円
関係会社長期貸付金	130,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

関係会社長期貸付金の評価については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、関係会社株式のうち株式会社STAGEの株式について、市場開拓や知名度向上のための成長投資コストが先行して発生している状況下、財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下したため、昨年度に引き続き帳簿価額を実質価額まで減額処理をしております。

また、関係会社株式のうち株式会社スタジアムについては、成長投資コストが先行して発生している状況であり、当事業年度末において財政状態が悪化しておりますが、回復する見込みであると認められるため、株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上は行っておりません。株式会社スタジアムの財政状態については、2029年12月期までに回復するとの仮定を以て見積もっております。なお、この見積りで用いた仮定が、当初の想定よりも大きく下ることなどにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において、株式の減損処理等を計上する可能性があります。

(2) 役員に対する長期貸付金の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

役員に対する長期貸付金	550,000千円
貸倒引当金	-千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1)役員に対する長期貸付金の回収可能性 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	51,675千円
短期金銭債務	23千円
長期金銭債権	80,000千円
取締役に対する金銭債権	
長期金銭債権	550,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	440千円
販売費及び一般管理費	1,185千円
営業取引以外の取引高	1,296千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	136株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,555千円
減価償却費	3,746千円
資産除去債務	7,848千円
貸倒引当金	2,807千円
関係会社株式評価損	18,300千円
その他	2,144千円
繰延税金資産小計	38,402千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,192千円
評価性引当額小計	△21,192千円
繰延税金資産合計	17,210千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,718千円
繰延税金負債合計	△4,718千円
繰延税金資産の純額	12,491千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 STAGE	所有直接 100.0%	運転資金の 貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)	-	関係会社長期貸付 金	30,000千円
				利息の受取り (注)	180千円	流動資産 [その他]	180千円
子会社	株式会社 スタジアム	所有直接 100.0%	運転資金の 貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)	50,000千円	関係会社長期貸付 金	50,000千円
				利息の受取り (注)	732千円	1年内回収予定の関 係会社長期貸付金	50,000千円
						流動資産 [その他]	732千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の利率については、当社の当時の借入金利率を参考に合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	関連当事者 との関係	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	大西 泰平	当社代表取 締役	所有直接 17.9%	資金の貸付 (注)	-	役員に対する 長期貸付金	550,000千円
				利息の受取り (注)	3,300千円	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の利率については、契約締結時点の当社の借入金利率を参考に合理的に決定しております。

また、当社株式950,000株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 174円56銭
 (2) 1株当たり当期純利益 24円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。